

## 就労支援部会運営要綱

平成24年12月21日部会長決定

### (趣旨)

第一条 この要綱は、大阪府障がい者自立支援協議会運営要綱第七条の規定に基づき、就労支援部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

### (職務)

第二条 部会は、大阪府障がい者自立支援協議会運営要綱第二条に掲げる事項について調査審議し、意見を述べるとともに、関係機関等の相互の連絡調整に関する事務を行うものとする。

### (組織)

第三条 部会（委員会を除く）を組織する委員等（以下「部会委員」という。）は9人以内とする。  
2 部会委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (部会長)

第四条 部会長は、会務を総理する。  
2 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会委員がその職務を代理する。

### (会議)

第五条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。  
2 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。  
3 部会の議事は、出席部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
4 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める障害者支援施設等に準ずる者の認定に関して意見を聴取する場合は、前3項の規定にかかわらず、会議は持ち回りで開催することができる。

### (委員会)

第六条 部会に、必要に応じて委員会を置くことができる。  
2 前項に基づき、部会に次の表の左欄に掲げる委員会を設置し、右欄に掲げる事務を担当する。

委員会	担任する事務
工賃向上計画の推進に関する専門委員会	福祉施設で働く障がい者の工賃向上支援にかかる調査審議に関する事務

- 3 委員会に属する委員等は、部会長が指名する。
- 4 委員会に委員長を置き、部会長が指名する委員等がこれに当たる。
- 5 委員長は、委員の会務を掌理する。
- 6 前条の規定にかかわらず、部会は、部会長の同意を得て、委員会の決議をもって部会の決議とすることができる。

(守秘義務)

第七条 部会委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議録)

第八条 部会長は、会議録を調製し、会議の日時及び場所、出席部会委員の氏名、議事の要領その他必要と認める事項を記載しなければならない。

(会議の公開)

第九条 部会は、会議の公開に関する指針（昭和六十年十一月二十六日大阪府知事決定。以下「指針」という。）の趣旨に基づき、原則として公開とする。ただし、指針に規定する非公開にする理由があると部会長が認めるときは、この限りではない。

(庶務)

第十条 部会の庶務は、福祉部障がい福祉室自立支援課において行う。

(委任)

第十一条 この要綱に定めるもののほか、部会又は委員会の運営に関し必要な事項は、それぞれ部会長又は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月21日から施行する。

この要綱は、平成29年12月22日から施行する。